

松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業業務委託

事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 実施要領

(1) 件名

松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業業務委託

(2) 目的

松阪の観光資源を活かした観光振興を推進するため、通常公開されていない国指定特別史跡本居宣長旧宅にある鈴屋の限定公開、国指定重要文化財であり県指定史跡及び名勝でもある旧長谷川治郎兵衛家の大正座敷と庭園の特別公開を、国指定史跡松坂城跡等でのライトアップイベントに併せ、松阪市では初めてとなるナイトミュージアムとして実施する。

これにより、観光客、特に外国人観光客への松阪市の認知を向上させるとともに、観光客の滞在時間の延伸と宿泊を促すことを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書に記載の通りとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）まで

(5) 事業限度額

19,100,000円（消費税相当額を含む）

(6) 費用の弁済

当該公募型プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

2. 資格要件

本プロポーザルへの参加は、下記の条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成18年第212号）第3条に規定する排除の対象でない者。
- (3) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (4) 次の①から②までのいずれかに該当する者でないこと。

- ①民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。
- (5) 松阪市入札参加資格名簿（イベント企画・施行）に登録がある者。
※登録がない場合は参加申込期間中随時受付ける。
- (6) 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領による資格（指名）停止を、参加表明書提出の日までに受けていないこと。なお、契約締結日までに同様の資格（指名）停止を受けた場合は契約しない。

3. スケジュール

- (1) 公告日
令和5年8月4日（金）
- (2) 参加申込書等の提出期間
令和5年8月4日（金）～令和5年8月25日（金）
- (3) 質問受付期間
令和5年8月4日（金）～令和5年8月15日（火）
- (4) 質問回答期限
令和5年8月18日（金）
- (5) 企画提案書等の提出期限
令和5年9月15日（金）
- (6) 審査委員会（プレゼンテーション）
令和5年9月21日（木）
- (7) 契約者の決定
令和5年9月下旬に冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業実行委員会（以下、実行委員会という）幹事会への報告及び承認を経て契約を締結する。

4. 公募の手続等

- (1) 提出期日
 - 【参加申込書等提出期日】
令和5年8月25日（金）午後5時00分まで（期日厳守）
 - 【企画提案書等提出期日】
令和5年9月15日（金）午後5時00分まで（期日厳守）
- (2) 提出書類
 - 【参加申込と同時に提出する書類】
 - ①参加申込書（様式第1号）

②業務実績が確認できる契約書等の写し（様式任意）

③参加に係る申立書（納税義務）（様式第2号）

※納税義務がない場合のみ。

④参加に係る申立書（様式第3号）

⑤会社概要（様式任意）

⑥商業登記履歴事項全部証明書

⑦貸借対照表及び損益計算書（2期分）

※設立間もない場合などは、1期分でも可。

⑧納税証明书写し

※市税の納税証明書、法人事業税、法人県民税、法人税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。

【企画提案と同時に提出する書類】

⑨企画提案書（A3判横、様式任意）

⑩提案金額見積書（様式第4号）

⑪提案金額見積書内訳（様式任意）

※イベント箇所ごとの詳細な見積を作成すること。1項目で50万以上となる場合は、数量単価を記載し、一式の表現をできるだけ避けること。

⑫業務実施体制図（様式任意）

※業務実施体制図には、企業名等を明記すること。

(3) 提出部数

正本1部及び副本7部（副本は複写可）

(4) 提出場所

〒515-8515

松阪市殿町1340番地1 松阪市役所4階

松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業実行委員会事務局

（松阪市産業文化部観光交流課内）

電話番号 0598(53)4196

FAX 0598(22)0003

Mail kank.div@city.matsusaka.mie.jp

(5) 提出方法

前記の(4)提出場所に、持参または郵送（書留郵便に限る。各提出期日必着）すること。なお、電送による提出は受け付けない。

(6) 質問の受付

令和5年8月4日（金）～令和5年8月15日（火）

質問は書面で行うので、質問がある場合は、質問内容を質問書（様式第5号）に記載し、前記(4)提出場所に持参又は電子メール、FAXで送付すること。回答

については、原則質問書提出後3日以内（最終回答期限は8月18日（金））に、質問者を非公開の上、松阪市ホームページにおいて掲載する。

(7) 企画提案書に係る留意事項

用紙サイズはA3横、提案項目については表紙を除き合計20枚程度を8部（正本1部、副本7部）作成すること。

(8) 提出書類の取扱い

- ①前記4（2）「参加申請書及び企画提案書の受付期間」終了後は、実行委員会の同意なく提出書類に記載された内容を変更することを認めない。
- ②公募型プロポーザルに参加した事業者全てに対し、企画提案書として提出された書類は、全て市に帰属するものとし、返却は行わない。
- ③提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することができる。
- ④提出書類（③で複製した書類を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ⑤提出書類は、松阪市情報公開条例（平成17年条例第6号）に基づく公開請求により公開する場合がある。
- ⑥提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施にのみ用い、ほかの用途には用いない。なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び松阪市個人情報保護条例等の諸規定に準じて取り扱う。

(9) 審査の方法

①内容審査

実行委員会が定めた評価基準に基づき審査を行い、最も適当であると認められる業者を最優秀者として選定する。プレゼンテーションの実施時間は20分程度とし、その後の質疑応答は10分程度とする。

②評価基準

- ア. 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧」のとおりとする。
- イ. 評価点は、次の通り6段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計として採点する。

	評価点数
A：とても優れている	5点
B：優れている	4点
C：普通	3点
D：あまり評価しない	2点
E：悪い	1点
F：提案なし	0点

ウ. 「価格評価」は最高点を10点満点とし、次の算出方法を用いて行う。

価格点 = (提案上限額 - 提案見積額) / (提案上限額 - 最低提案見積額) × 10
※小数点第2位を四捨五入する。

③失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア. 参加資格を満たさない場合
- イ. 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ. 経費見積書において見積金額が提案上限価格を超えている場合
- エ. 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合
- オ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ. この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(10) 審査結果の通知

審査の結果は、全ての参加業者に書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため結果を公表する。

(11) 契約手続

審査の結果、実行委員会幹事会への報告と承認を経て、最優秀者と契約締結の協議を行い、契約を締結する。

なお、最優秀者との協議が不調となった場合は、審査による順位付けに基づき、上位の者から順に契約締結に向けた協議を行う。

(12) 契約保証金

契約保証金は免除する。

5. プロポーザル参加に関する留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、本実施要領等の内容及び内容決定について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 受注者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ実行委員会に紙面で報告し、実行委員会の承諾を得ること。(提案提出時の業務実施体制図に記載された業者は、実行委員会の承諾を得たものとみなす。)
- (4) 応募1団体につき、企画提案書は1組までとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (6) この実施要領等の全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の目的による使用、複製及び転載を禁止する。
- (7) 本プロポーザルの参加に要する費用等は、参加者の負担とする。

- (8) 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式任意。代表者印及び辞退理由を記載。）を提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。
- (9) 本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象とした実行委員会に内部手続きを経た上でなされるものであって、最優秀者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。

【事務担当】

松阪冬の滞在型コンテンツ磨き上げ事業実行委員会事務局

徳田、渡辺、廣本、米本

（松阪市観光交流課）TEL(0598)53-4196

別紙 評価項目一覧表

評価項目		評価視点	評価点	換算値	配点
事業 内容	全体計画	・全体を通して、目的を理解した提案となっているか。 ・仕様書の要望以外に効果的で独自性のある企画提案があるか。	5	×3	15
	各エリア の演出	・入場料を求めるにあたり、魅力的な演出となっているか。 ・文化財、史跡及び景観を活かした演出となっているか。 ・旅行者、特に外国人に松阪の歴史的な価値、文化的な魅力をアピールすることができる演出となっているか。 ・入場者による写真撮影及びSNS発信を促進するような工夫や配慮のある演出となっているか。	5	×3	15
	周遊性	・各エリアの演出を連動させ、イベントエリア全体の周遊を促す面白みのある企画となっているか。	5	×2	10
	広報・ 宣伝	・目的を捉えた効果的な広報・宣伝計画となっているか。 ・松阪牛や松阪茶などの地元食材が、ナイトタイムエンターテインメントと合わせて楽しめることをPRできているか。	5	×3	15
	データ収 集と分析	・電子チケットの販売やデジタルツールを用いたアンケートを通じて、参加者のデータを効率的に収集し、分析できる仕組みとなっているか。	5	×2	10
	実施体制	・必要かつ十分な人員体制が計画されているか。 ・円滑な会場運営が可能であり、必要な安全対策が十分に反映された計画か。	5	×2	10
	地元企業 との連携	・地元企業を活用した業務実施体制の提案がされているか。 ・協力、連携する地元企業は具体的か。	5	×3	15
	価格	価格点	・基準点(予定価格)に対し妥当であるか。 (提案上限額－提案見積額)／(提案上限額－最低提案見積額) ×10 ※小数点第2位を四捨五入 ※価格点の上限は10点とする。		
合計					100